

建物低層部の構成比較（総合窓口・市民活動スペース）

比較項目		A案 基本設計(案)	B案 1階 市民課	C案 1階 総合窓口
構成イメージ				
概要	3階	福祉・子育て窓口	福祉・子育て窓口(子育て), 会議・集会スペース	福祉・子育て窓口(子育て), レストラン
	2階	総合窓口, 臨時窓口スペース	国民健康保険課, 福祉・子育て窓口(介護・障害), レストラン	福祉・子育て窓口(介護・障害), 臨時窓口スペース, 会議・集会スペース, 市政情報・シティプロモーション, 売店
	1階	会議・集会スペース, 市政情報・シティプロモーション, 売店, レストラン	市民課, 臨時窓口スペース, 市政情報・シティプロモーション, 売店	総合窓口
窓口機能	窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合窓口をワンフロア（2階）に集約することで、戸籍や住民異動に伴い手続が必要となる健康保険の各種手続を1回の受付で対応可能</li> <li>福祉・子育て窓口をワンフロア（3階）に集約することで、複数の手続を伴う相談等に対して担当職員が移動して対応することが可能</li> <li>総合窓口と福祉・子育て窓口を隣接階（2階と3階）に配置することで、戸籍や住民異動と合わせて手続が必要な障害福祉、介護保険、子育て関係の手続が1フロアの移動で可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民課窓口と国民健康保険課窓口が分散配置（1階と2階）となるため、戸籍や住民異動に伴い手続が必要となる国民健康保険の各種手続の際には、階移動が必要となる場合がある</li> <li>市民課窓口と福祉支援窓口、子育て支援窓口が分散配置（1～3階）となるため、戸籍や住民異動と合わせて手続が必要な障害福祉、介護保険、子育て関係の手続には1階から3階までの移動が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合窓口をワンフロア（1階）に集約することで、戸籍や住民異動に伴い手続が必要となる健康保険の各種手続を1回の受付で対応可能</li> <li>総合窓口と福祉支援窓口、子育て支援窓口が分散配置（1～3階）となるため、戸籍や住民異動と合わせて手続が必要な障害福祉、介護保険、子育て関係の手続には1階から3階までの移動が必要</li> </ul>
	待合	総合窓口前には繁忙期にも十分な待合スペースを確保	1階市民課窓口前には繁忙期にも十分な待合スペースを確保	1階総合窓口の待合スペースは十分な面積を確保できないため、エントランス付近にまで待合を配置
市民活動・市民交流機能		<ul style="list-style-type: none"> <li>1階に市民活動機能を集約</li> <li>窓口までの動線に沿った配置により、来庁者が市民主体の活動や市が行う催しの様子を伺い知ることが可能</li> <li>1階の分かりやすい位置にシティプロモーションを配置することにより、来庁者への情報発信効果が向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動機能が3階となるため、手続き目的の来庁者が訪れる可能性が低くなり、単なる貸館となる可能性への懸念</li> <li>1階の分かりやすい位置にシティプロモーションを配置することにより、来庁者への情報発信効果が向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2階に市民活動機能を集約</li> <li>市民活動機能が窓口までの動線から離れた位置となるため、手続き目的の来庁者が訪れる可能性が低くなり、単なる貸館となる可能性への懸念</li> <li>窓口機能と隣接するため、イベント利用に音等の制約が必要</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>休日、夜間等市役所閉庁時の市民活動エリア、レストラン等利便施設の利用のためのセキュリティ区分が容易（1階のみ開放）</li> <li>レストランと売店を1階に配置することにより、外部からの利用もしやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>休日、夜間等市役所閉庁時の市民活動エリア、レストラン等利便施設の利用のためのセキュリティ区分が複雑（1, 2, 3階の各一部開放）</li> <li>売店を1階に配置することにより、外部からの利用もしやすい</li> <li>レストランを2階に配置することにより、外部からの利用がしにくい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>休日、夜間等市役所閉庁時の市民活動エリア、レストラン等利便施設の利用のためのセキュリティ区分が複雑（1, 2, 3階の各一部開放）</li> <li>売店を2階、レストランを3階に配置することにより、外部からの利用がしにくい</li> </ul>

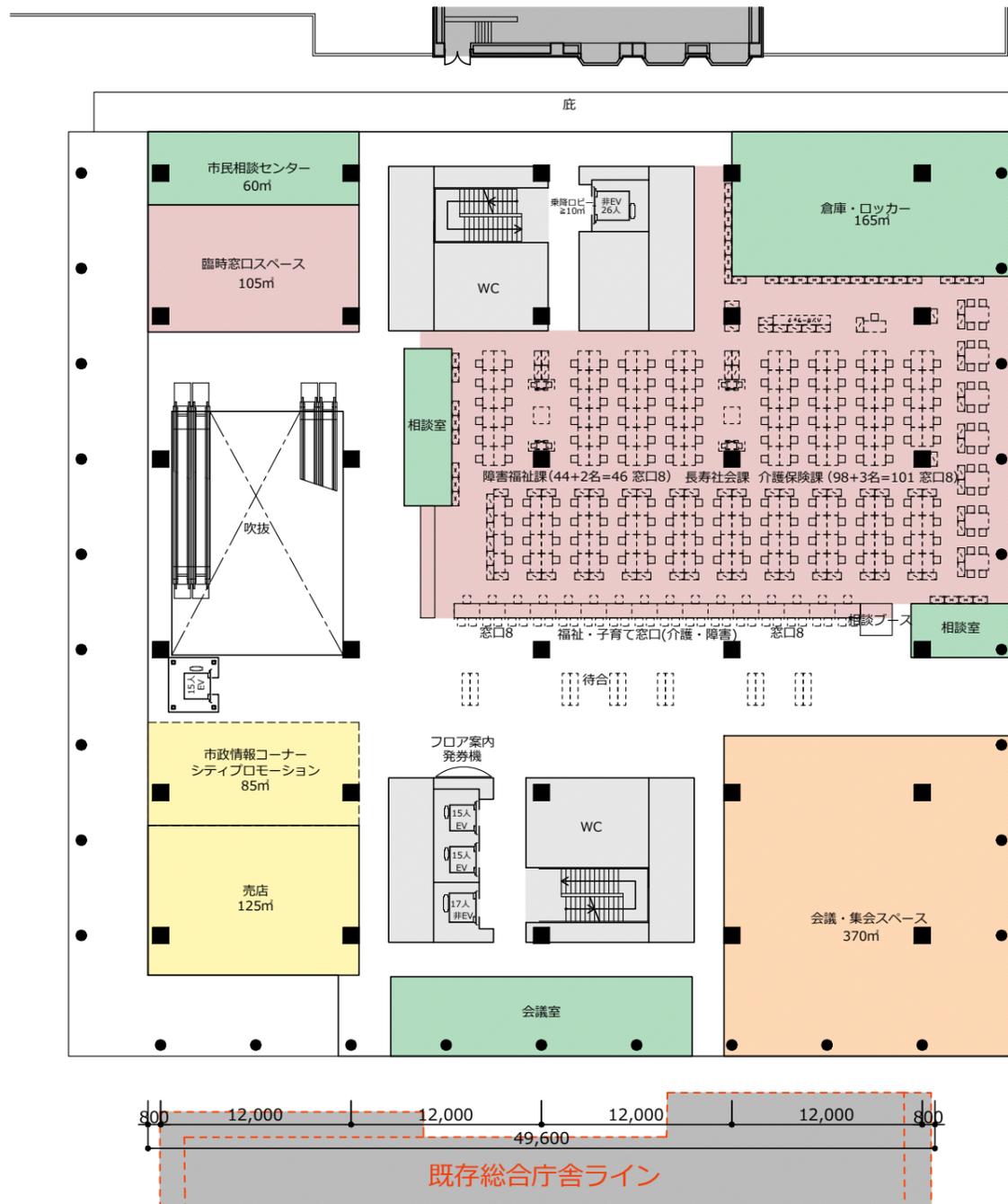




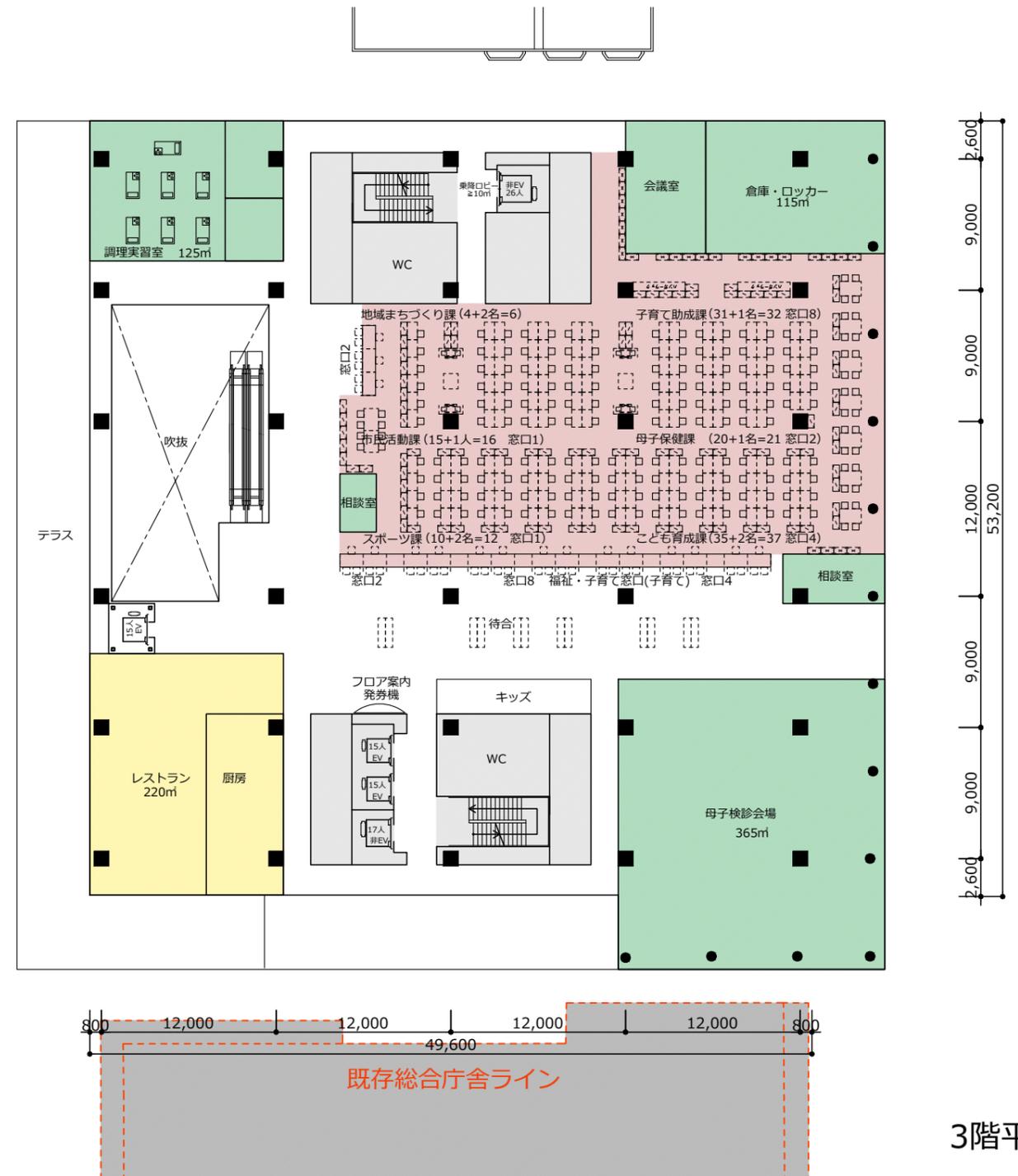








2階平面図



3階平面図



C